

この書面をよくお読み下さい。

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様に交付する書面です。)

エキサイトワン

商号： エキサイトワン株式会社

住所： 〒106-0047 東京都港区南麻布3-20-1 Daiwa麻布テラス4階

電話： (03)6635-6821(大代表)

金融商品取引業者 当社は、第一種金融商品取引業及び投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号： 関東財務局長(金商)第245号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。この投資顧問契約に基づく当社の助言は、店頭外国為替証拠金取引のmacasoサービスにおいて、取引の内容や時期等が予め設定されたプログラムに従い売買シグナルを自動的に発するロジックと、FXトレーダー自らの投資判断で行う取引の内容に基づいた売買シグナルを発するシステムのマカソムリエのなかから、お客様ご自身で選択したマカソムリエから配信される売買シグナルに従って自動で取引が行われるサービスを提供するにあたり、お客様に対して売買シグナルを配信するマカソムリエを提供することにより有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行うものです。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、店頭外国為替証拠金取引を強制するものではありません。店頭外国為替証拠金取引の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

当社は、投資顧問契約に基づき、macaso 口座で取引が行われるたびに、お客様から助言報酬をいただきます。

② 報酬の額

投資助言に係る報酬の額は、すべての通貨ペアにおいて 0.9 pips(税込)に取引数量を乗じた金額となります。この投資助言報酬は、店頭外国為替証拠金取引のスプレッドに含まれておりますが、外貨通貨ペアの取引にかかる報酬額

は、決済取引時点の当該外貨対円レートにより円貨相当額に換算されます。

○ 店頭外国為替証拠金取引に係るリスク

投資顧問契約により助言する店頭外国為替証拠金取引についてのリスクは、次のとおりです。

価格変動リスク

外国為替市場は常に変動しており、天災地変、戦争、政変等により短期間に急激な変動をすることもあります。その際には、大きな利益が発生する可能性がある反面、思惑とは異なる方向へ動いた場合には大きな損失を被ることもあります。

金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は未決済でポジションを保有している場合には受渡しを毎営業日延長しています。保有しているポジションの売りと買いには、通貨間の金利差を調整した額(以下、「スワップポイント」という。)による受取りと支払いが生じます。スワップポイントは、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも変動します。又、スワップポイントが受取りから支払いに転じることがありますし、スワップポイントの受取りと支払いは同額ではなく差額が生じます。なお、スワップポイントは決済時の円換算レートにより円評価した金額で確定し、残高に反映されます。

流動性リスク

外国為替市場において、主要国の休日や天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等の特殊な状況が発生することにより、取引通貨によっては為替市場での売買高が少ないため、転売または買戻しができないなど、意図したとおりの取引ができないことや取引が困難あるいは不可能となる場合、指値及び逆指値注文において指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性(スリッページ)もあります。

電子取引システムに関するリスク

電子取引システムを利用する取引には独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター等のハードウェアやソフトウェア、通信障害等のほか、当社が提供する取引システムの故障・誤作動、また、第三者が提供するオンラインシステム等に関わるすべての故障・誤作動によりお客様に損失が生じる場合にもお客様がすべての責任を負うこととなります。又、電子取引システムに利用されるお客様の個人情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等のリスクもあります。

レバレッジに関するリスク

店頭外国為替証拠金取引は、小額の資金を証拠金として預託することで大きな額の取引ができるレバレッジ効果のある取引で、大きな利益が得られる可能性がある反

面、大きな損失を被る恐れもあります。また、その損失額はお客様が当社に預託した証拠金を超える可能性もあります。

信用リスク

お客様が取引される店頭外国為替証拠金取引は、お客様と当社との相対取引となります。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被るリスクがあります。ただし、お客様が当社に預託された証拠金及びお客様の計算に帰属する金銭等は、当社の固有財産とは区分して管理されることにより、お客様の資産が保全されるように図られています。

カバー取引のリスク

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を行っています。当社及びカバー先金融機関、または顧客資金の預託先の業務・財産等の信用状況やその他何らかの事情によりカバー取引が執行されないこと等でお客様の取引が継続不可能になることやお客様が損失を被るリスクがあります。

上記は、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引に伴うリスクを簡潔に説明したものであり、取引において生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。店頭外国為替証拠金取引に係る税制及び関連法規の変更等や、証拠金、スワップポイント等の変更等、現在の条件より不利な条件に変更されることによるリスクもあります。取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に研究、理解し、お客様の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様の責任において行うことが肝要です。

○ クーリング・オフの適用（10日以内の契約の解除）

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日*となります。

*その書面を当社宛に送付した日

- ③ 報酬は、店頭外国為替証拠金取引のスプレッドからいただいておりますので、お客様により契約解除がなされた場合でも、当社は契約解除時までに行

った助言に応じて算出した報酬額をいただきます。

- ④ 投資顧問契約が解除されると同時にお客様の店頭外国為替証拠金取引口座も解約となりますので取引を継続することはできません。
- ⑤ なお、契約解除の際に、当該取引口座に未決済残玉が存在する場合は、お客様に確認の上、当社がお客様の口座内の全建玉を決済いたします。当該決済を行った結果生じた損益はすべてお客様に帰属します。
- ⑥ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間内の契約解除の手続について

クーリング・オフによる投資顧問契約解除のお申し出の前に、お客様には以下のお手続きを行っていただきます。

- ① macaso の口座において、お客様ご自身で登録している全てのマカソムリエを削除してください。
- ② ①の処理を行った後、お客様ご自身で全ての建玉を決済してください。
- ③ ②の処理が完了しましたら、『マイページ』の入出金管理「出金依頼」画面より出金をご依頼ください。
- ④ ①～③の処理が全て完了しましたら、以下の内容が記載された書面を、契約解除のお申し出先までご郵送ください。

○ 本文の記載内容

- ・「クーリング・オフによる投資顧問契約解除」の意思表示
- ・口座番号
- ・お名前
- ・ご住所
- ・生年月日
- ・ご契約年月日

○ 契約解除のお申し出書面ご郵送先

〒106-0047 東京都港区南麻布 3-20-1 Daiwa 麻布テラス 4 階
エキサイトワン株式会社
業務部

(3) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、前記(2)の方法^{*}でいつでも契約を解除できます。

^{*}お客様の意思表示は、「投資顧問契約を解除」する旨の意思を記載してください。

○ 課税上の取扱い

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益、スワップポイント収益をいいます。)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。)は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について、お客様が差金等決済を行った場合には、原則として当該お客様の住所(又は法人所在地)、氏名(又は法人名)、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、所轄の税務署、または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ② クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき(詳しくは、上記クーリング・オフの適用をご参照下さい。)
- ③ お客様が本契約及び約款等の条項または記載内容のいずれかに違反した場合
- ④ お客様が約款等の契約終了等の条項に該当した場合
- ⑤ お客様が法令に違反した場合
- ⑥ お客様から当社に提供した情報に虚偽があった場合
- ⑦ お客様が当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合
- ⑧ お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑨ お客様が破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申し立てまたは申し立てられた場合
- ⑩ 当社が業務上、その他の理由により本契約に基づくサービスに係る業務を終了した場合
- ⑪ その他の事情により、本契約を解除することがやむを得ないと当社が判断した場合



○ 当社の概要

1. 資本金：437,200,000 円（資本準備金は 222,999,466 円）※平成 30 年 1 月 19 日現在

2. 役員の氏名：代表取締役 臼田 琢美
取締役 手塚 正純
取締役 佐藤 浩毅
取締役 WANG XI
監査役 石川 修

3. 主要株主： エキサイト株式会社
FORMAX SOCIAL TRADING (CYPRUS) LIMITED
株式会社リアルワールド

4. 分析者・投資判断者：小川 祥史

5. 助言者： 小川 祥史

6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先：
以下の電話番号、E-Mail アドレスにご連絡ください。
電話番号：03-6635-6821
E-Mail：support@exciteone.jp

7. 当社が加入している金融商品取引業協会：
当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会の
会員であり、会員名簿を各協会事務局で自由にご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について

（1）当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 6 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

（2）当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合は次の連絡先までお申出ください。



特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C)

電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

URL : <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申し立て
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせんの手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申出書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受託

10. 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業の他に、第一種金融商品取引業を行っております。

以上



平成26年 9月 5日制定
平成26年12月26日改訂
平成27年10月13日改訂
平成28年 8月 8日改訂
平成28年 8月15日改訂
平成29年 2月27日改訂
平成29年 4月3日改訂
平成29年10月2日改訂
平成29年11月17日改訂
平成30年1月29日改訂
平成30年5月18日改訂
2019年2月21日改訂